

福崎町自立（律）のまちづくり交付金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、「自立（律）の心を育て、参画と協働ですすめるまちづくり」の理念のもと、自治会の創意と工夫、判断と責任によって、地域の特性に応じた魅力あるまちづくりを推進するために自立（律）のまちづくり交付金（以下「交付金」という。）を交付して、自治意識と連帯感を醸成し、安全、安心で暮らしやすい自治会を形成していくことを目的とする。

（交付対象団体）

第2条 交付金の交付対象団体は、福崎町内の自治会とする。

（対象事業）

第3条 交付金の対象となる事業は、基本事業及び自由事業とする。

2 基本事業は、自治会の各種団体の代表により構成された委員会（以下「地域づくり委員会」という。）を開催し、地域の現状と課題及びその取組について話し合い、その計画書及び報告書の作成に取り組むものとする。

3 自由事業は、前項において決定した取組で、第1条の目的に沿ったものであること。

（交付金の交付）

第4条 町長は、毎年度定める予算の範囲内で、別表に定める方法により算出して得た額を上限に、自治会に対し交付金を交付することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する活動には交付しない。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式を行い又は信者を強化育成する活動
- (2) 政治上の主義を推進若しくは支持し、又はこれに反対する活動
- (3) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦若しくは支持し、又はこれらに反対する活動

（交付申請）

第5条 交付金の交付を受けようとする自治会は、基本事業については交付申請書兼請求書（第1号様式その1）を、自由事業については、交付申請書（第1号様式その2）に事業計画書（第2号様式）及び収支予算書（第3号様式）を添付して町長に交付申請を行うものとする。

（交付決定及び通知）

第6条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、交付金を交付すべきものと認めるときは、交付決定通知書（第10号様式）により通知するものとする。

2 町長は、交付決定に当たって、交付条件を付することができる。

（変更交付決定及び通知）

第7条 自治会は、前条第1項の規定による交付決定を受けた後、事業内容を変更しようとするときは、変更交付申請書（第4号様式）及びその他必要な書類を町長に対し速やかに提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請があったときは、前条の規定に準じ決定を行い、その旨を変更交付決定通知書（第11号様式）により当該自治会に通知するものとする。

（交付金の支払）

第8条 基本事業については、交付決定通知後全額支払うものとする。

2 自由事業の実施にあたり、町長が必要と認めるときは、事業の一部が終了した場合又は事業が実施されることが確実と認められる場合、認定額の2分の1の範囲内でその交付金を支払うことができる。

3 概算払を求める自治会は、概算払請求書（第5号様式）にその他の必要な書類を添えて町長に提出しなければならない。

4 交付金の概算払を受けた自治会は、事業完了後の精算に応じなければならない。

（実績報告）

第9条 自治会は、当該年度の3月末日までに、基本事業については事業実績報告書（第6号様式その1）を、自由事業については事業実績報告書（第6号様式その2）に事業実績書（第7号様式）及び収支決算書（第8号様式）を添付して町長に報告しなければならない。

2 交付決定を受けた自治会は、町長が設ける発表会等に参加し、自治会相互の情報交換を行うものとする。

（交付金の請求）

第10条 町長は、前条の実績報告により交付金の交付額を確定後、自由事業について自治会から提出された交付請求書（第9号様式）により交付金を交付しなければならない。

（交付金の返還）

第11条 町長は、自治会が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、額を特定し、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 交付金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は町長の指示に従わなかったとき。

(2) その他不正の行為等により交付金の交付を受けたとき。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定めることができる。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

2 この要綱は、平成34年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第4条関係）

基本事業	自由事業	
一律30,000円	均等割4割	世帯数割6割

世帯数については、前年度12月末日とする。